

◎地方公共団体の議会の議員及び長の

選挙期日等の臨時特例に関する法律

(平成二十六年十一月二十七日法律第一二五号)

一、提案理由

(平成二十六年十一月六日・衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会)

○高市国務大臣 おはようございます。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員または長の任期が平成二十七年三月から五月までの間に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法等の特例を定めようとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

す。

第一に、平成二十七年三月から五月までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙等について、いわゆる九十日特例の規定による場合等を除き、原則として、その選挙の期日を都道府県及び指定都市の選挙にあつては平成二十七年四月十二日、指定都市以外の市、町村及び特別区の選挙にあつては、同月二十六日に統一することとしております。

第二に、都道府県または指定都市の選挙の候補者となつた者は、関係地域において行われる市区町村の選挙または市区町村の選挙と同日に行われる衆議院議員もしくは参議院議員の補欠選挙等の候補者となることのできないものとする、寄附等の禁止期間を選挙の期日の九十日前から当該選挙の期日までの期間とすること等、必要な特例を設けております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長報告(平成二十六年十一月二日)

○山本拓君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会におけ

る審査の経過及びその結果につきまして御報告を申し上げます。

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員または長の任期が平成二十七年三月から五月中に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、選挙の期日を統一するものであります。

その主な内容は、次のとおりであります。

統一地方選挙の期日を、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙については平成二十七年四月十二日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙につきましては同四月二十六日とするものであります。

また、平成二十七年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員または長の任期満了による選挙につきましても、統一地方選挙の期日に行うことができるものとするものであります。

本案は、去る十月二十八日に本委員会に付託され、十一月六日に高市早苗総務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

三、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長報告（平成二十六年十一月一九日）

○牧山ひろえ君　ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成二十七年三月から五月までの間に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高め、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、地方選挙の統一率向上のための方策、東日本大震災の被災自治体の選挙期日の統一等に係る見解、投票率の向上に向けた今後の取組、公職選挙法の解釈を明確化する必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。